

岩手県告示第 984 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、その旨公告する。

平成 18 年 10 月 17 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 都市計画の種類 都市施設（下水道）
- 2 都市計画を変更する土地の区域 盛岡市玉山区好摩野中、字中塚、字夏間木、字上山及び字芋田向並びに芋田字上芋田、字下芋田、字芋田、字昼久保、字上武道、字下武道及び字武道並びに渋民字鶴塚、字鶴飼、字泉田、字渋民、字駅、字小前田、字愛宕、字大森、字大前田、字狐沢及び字岩鼻並びに下田字船綱、字牡丹野及び字陣場の各地内（別紙図面のとおり。）

3 変更に係る都市計画の案の縦覧の期間及び場所

（1）期間 平成 18 年 10 月 17 日から同月 31 日まで

（2）場所 岩手県県土整備部下水環境課及び盛岡地方振興局土木部並びに盛岡市役所

備考 「別紙図面」は、省略し、都市計画の案の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。